

一般質問 平成23年6月23日

自由民主党 32番 波多洋治

皆さん、改めましておはようございます。

自由民主党県議団、波多洋治でございます。

本日、32回目の一般質問であります。しばらく御清聴ください。

まずもって、東日本大震災の犠牲となられ、かけがえのない命を落とされた2万数千の方々、そして今なお家を失い、ふるさとを離れて被災生活をされておられる方々に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

先般、6月5日、6日、岡山県議会防衛議員連盟の一員として宮城県から福島県に入りました。仙台市から福島県の北端、新地町に入る途中、東北自動車道を走りましたが、高速道路を挟んで東側の太平洋岸と内陸側の光景の違いに驚かされました。海岸側は、いまだちりあくたの散乱する荒地が続く、またところどころに瓦れきがうずたかく積まれておりました。内陸側は、既に田植えが終わり、淡い緑の続く田園風景が広がっておりました。片側は荒地、片側は薄緑のじゅうたんという風景が延々と何キロメートルにもわたり続いておりました。まさしく、それは土盛りをしてつくられた高速道路が堤防となり、内陸側を津波から守ったのであります。そして、我々は新地町に入り、現地のすさまじさを目の当たりに見て言葉を失いました。海岸線上は、ことごとく家を失いわずかに基礎部分のコンクリートをさらけ出し、いまだ幾そうもの小型船舶が丘の上に醜態をさらすのみでありました。瓦れきの処理は遅々として進まず、それは津波の高さを超えんばかりに積み重ねられたままの状況でありました。その夜、陸上自衛隊東北方面隊副隊長、前岡山地方協力本部長の佐々木氏と語るも涙、聞くも涙の生々しい復旧処理のお話を拝聴いたしました。これほどの被災と破壊と事故があっても、なお被災地の各地各所において黙々と献身的に復旧対応されている自衛隊の皆様へ深甚の感謝と敬意を申し上げます。さらには、警察、消防隊、海上保安庁、そして都道府県や市町村から駆けつけ、苦しみに耐え、痛みを分かち合って復旧作業に取り組む皆様に、また本県から使命感に燃えて派遣された職員の皆様にその労をねぎらうとともに、心からの感謝を申し上げる次第であります。

去る5月20日、参議院予算委員会において菅首相に向かって、「原発はあなたの人災だ、そしてまだ続いている」と激しく責めた心熱き人、佐藤正久氏は、復旧作業に当たる自衛隊に対して次のように語っております。

「被災地の過酷な作業に精神的、肉体的に耐え得るのは、厳しい訓練をしているからだ。厳しい訓練をしているから人に優しくなれる。すべてを被災者のためにと自己犠牲を果たすことができる」と。

実は、自衛隊は平成20年、みちのくアラート2008という大規模な震災対策訓練を実施しておりました。想定は、宮城県沖でマグニチュード8.0の地震が発生、三陸沿岸部に大津波が来襲というものでした。この訓練が大いに活かされましたが、今回の災害対策が平時の法律の枠組みで行われたために、自衛隊の救助活動のすべてが支援になりました。政府は、災害対策基本法により緊急事態の公布をすべきでした。緊急事態の認識が政府にあれば自衛隊は非常事態対応となり、救助活動を中心に人災を極力避けることができたのであります。例えば、支援物資を滞留させることもなく、

ガソリンの供給を停滞させることもなく、検死の手續に手間取ることもなく、たとえ役所の機能が麻痺していたとしても救助活動は進んだはずであります。

自由民主党は、震災発生直後からこれまでの災害対応、危機管理の経験を生かし、震災対策の577項目の提言、また第2次補正予算のベースとなる緊急提言も既に取りまとめたところであります。しかし、この3カ月間の菅内閣の対応は、瓦れき処理は15%しか進まず、破損した190キロにわたる海岸堤防や病院もそのままであります。原発事故では初動ミス、また情報隠ぺいなど、被災地はもとより国民からも国際社会からも信頼を失っているのが現実であります。今の政権こそが政治空白であり、求心力も指導力もない菅内閣において、本格的な復旧、復興策も日本経済の再生もできないのであります。国民の生活を守ろうとする気概も責任もなく、自分自身の延命策にきゅうきゅうとする菅内閣は一日も早く退陣すべきであります。

ところで、知事さん、本県の地震、津波対策はいかがでしょうか。本県の海岸線の総延長は、約540キロメートルであります。平成20年に改定された岡山沿岸海岸保全基本計画においては、整備を必要とする海岸線はおよそ230キロメートルであります。整備を必要とする海岸線とは、平成16年、台風16号により浸水等被害が生じた海岸であり、またかつて災害で浸水被害等、頻発に生じている海岸のことです。東海地震、東南海地震、南海地震の確率の高まる中、東南海・南海地震が発生した場合の津波の高さが約3メートルと言われておりますから、3地震が同時に発生したとする津波予想はそれ以上になると思われまます。今後、要整備海岸の整備はどのように進めていくつもりでしょうか。

そのときの津波あるいは高潮被害は、既にハザードマップ等により予想されているのでしょうか。ハザードマップといえは、洪水予測の地図はよく見聞するところですが、津波による笹ヶ瀬川等の被害予想は、干潮時や満潮時での違い、堤防の高さや海拔によっても異なるとも思われまます。

今回の津波からの救命策は、高台に上がるでした。学校での避難訓練については、民主党の代表質問にもございましたが、ハザードマップに基づいた地域ぐるみの防災訓練にどのように取り組んでいくのか、危機管理監の御所見をお伺いいたします。

ところで、皆さんは今、海拔何メートルの地点にお立ちになっているかおわかりですか。津波においては、高台に上がることが最大の救命策であったことは証明済みです。しかし、例えば岡山市西大寺地区のマンモス校、芥子山小学校は海拔0.12メートル、岡山市内中心部の鹿田小学校は海拔2メートルであります。高さ3メートルの津波、また高潮が届くのか届かないのか、また地域住民にとっての避難場所や避難経路を明確に通知をしなければなりません。また、平素から自分たちの住む所在地や勤務場所、また周辺の高台など海拔が幾らなのか、それを表示する海拔標識がきちんと明示されていることも大切なことではないでしょうか、あわせて危機管理監の御所見をお伺いいたします。

次に、幾つかの教育問題について教育長さんに御質問を申し上げます。

まず初めに、教科書採択問題であります。

現在、各社の教科書について、現場の教師を中心とする調査員の手による調査が行われているところですが、教科書採択はこの調査結果の内容にかかわらず、教育委員会独自の権限と責任において行うことが地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められております。教育委員会が教科書を採択する基準は、教育基本法と学習指導要領の趣旨を踏まえることが求められております。ところが、現在採択に供されている7社の歴史、公民教科書の多くは、教育基本法の改正で新たに明文化された我が国と郷土を愛する心や公共の精神をほとんど無視してつくられております。公民教

科書でこれらの用語を正面から扱っているのはほとんどありません。あえて申せば、2社のみであります。他の5社にあっては、索引にも登場しないという教育基本法無視の異常事態となっております。歴史教科書でも国家否定、国家解体の傾向は以前よりも強まっております。このまま推移すれば、教育基本法改正に結集された教育再建を求める国民の声と改正実現にまでこぎつけた国会議員の働きは何ら実を結ばないばかりか、むしろ愚弄されてしまうという結果になりかねないのであります。我が国と郷土を愛する心や公共の精神の記載のない教科書は、むしろ教育基本法違反であり、採択してはならないばかりでなく、本来検定に合格させてはいけないのではないかとさえ思えます。

ところで、御承知のとおり、本県では7つの採択地区に分かれております。単独採択地区が岡山市と玉野市の2区、残り25市町村が5つの採択地区に編成されますから、複数の市町村により最終的には多数決で教科書採択が決定されます。地方分権、また地方主権が叫ばれる中、おのおのの地方教育委員会が地区内の生徒たちのために最適な教科書を選択することができないのであります。教育長さん、なぜ地方教育委員会が独自の採択をすることができないのですか。ここは各地教委別に採択を任せるべきではありませんか。何ゆえの7つの採択地区なのですか。現在、岡山県が設置する教科書展示会の会場は、13カ所設けられております。ところが、岡山市、倉敷市、津山市ともに市街地での会場がありません。そしてまた、ほとんどの開催日が平日の日中であり、普通の社会人にはなかなか見に行くことができないのであります。県教育委員会は、本当に教科書を公開し、一般市民の声を聞こうとする姿勢があるのかと疑わざるを得ないのであります。しかも、展示会場に置いてある教科書に関するアンケートには県教育委員会に意見を送付しますと明記しておきながら、現場の担当者の答えは数の集計に使うだけで採択とは無関係という話であります。これは看板に偽りありの話で、少なくとも届けられた意見は意見として受けとめ、現場の教師のみならず、広く県民、市民の声を聞くことによって公平で透明性のある採択に向けた作業ができるのではないのでしょうか、あわせて教育長さんの御所見をお伺いいたします。

次に、採択基準についてお伺いいたします。

平成24年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択についての採択の方針の第1は、公正確保の徹底とみずからの権限と責任において適正な採択が行われるよう明記されております。そして、その採択の観点には、1、内容の特徴、表現、2、構成、配列及び分量、3、使用上の便宜等が記載されておりますが、これは当然のことながら教科書として適切であるかどうかの内容が最重要視されるべきであり、3項目とも同等の評価配分にはならないはずであります。指導要領に基づいた内容であるかどうか重視され、十分かつ具体的に調査研究がなされるべきであります。いやしくも、特定教科書を排除するための妨害活動や政治活動に屈することなく、公平性と透明性を兼ね備えた調査研究の上に、我が国の次代を担う中学生に最良最善の教科書を採択することが求められます。教育長さんの御所見をお聞かせください。

ところで、岡山県教育委員会が作成している平成24年度使用義務教育諸学校の教科用図書研究資料によって、具体的な教科書の採択の観点の1、内容の特徴、表現の具体的観点を調べてみますと、教育基本法と学習指導要領の観点が欠落しているのではないかと思います。この観点では、果たして新教育基本法の目指すべき目標や新学習指導要領の目標と照らし合わせているかどうか全く不明であります。各社の答えはすべて肯定的であり、横並びの評価であります。教科書問題の冒頭に申し上げましたように、今回の教科書は教育基本法が改正されて初めての採択であります。したがって、観点の尺度に教育基本法や新学習指導要領の改善点を反映し、具体化しているかどうか精

査されなければならないのではないかと。研究資料では観点の具体が具体とならず、全く正体不明、無味乾燥であります。このような観点で真つ当な教科書採択ができますか、教育長さんの御所見をお伺いいたします。

教科書採択について最後に申し上げたいことがございます。それは、教科書が次代を担う子供たちの心の栄養分であるということであり、我々ほもっと真剣に教科書採択について考え、本気で取り組むべきではないかと思っております。私は今回、平成18年に教育基本法が改正されて初の検定でありましたので、かつての自虐史観と呼ばれた歴史教科書も少しはましになったのではないかと期待しておりました。しかし、事態は全く逆行、後退していると言わざるを得ないのであります。階級史観などの左翼史観や日本断罪史観は清算されず、そればかりか日本国民のアイデンティティーを混乱させる国民分断史観とも言うべき新たなイデオロギーも入り込んでいるのであります。国家百年の大計たる教育を憂う皆さん、どうか一度教科書を手にとって日本の子供たちにどの教科書がふさわしいのか本気でお考えをいただき、そして行動を起こしてもらいたいのであります。

さて、平成11年8月13日、国旗及び国歌に関する法律が公布され、その第1条に国旗は日章旗とする、第2条に国歌は君が代とすることが定められました。この国旗・国歌法などの趣旨を踏まえ、学校行事で行う国歌斉唱は起立により斉唱すると規定した国歌起立条例が6月4日、大阪府で成立いたしました。これは、大阪府の公共施設での国旗の常時掲揚と公立学校での教職員に国歌斉唱時の起立を義務づけた全国初の条例であります。橋下知事は、9年も前から教育委員会が国歌斉唱時の起立を定め校長が指導してきたのに、いまだに従わない教員がいるのはゆゆしき事態と話しております。最高裁は5月30日、都立高校の教員に対する国歌斉唱時の起立命令を合憲とする初判断を示しております。戦後66年、いまだに我が国がこのような状況にあることを不思議に思い、悔しく思い、悲しく思うものであります。国旗を掲揚し、君が代を堂々と誇りを持って歌うこと、これは日本国に生まれ日本人として育った国民のごくごく当たり前のことであります。公務員とすればなおさらのことと思っております。勇気ある取り組みをされた橋下知事と府議会に敬意を申し上げる次第であります。

ところで、知事さん、岡山県の27の市町村議会には国旗が掲揚されているのでしょうか、県の公共施設には常時国旗が掲揚されているのでしょうか、その実態と知事として今後どのように対応、また指導されるのか御所見をお伺いいたします。

さて、教育長さん、私は21年間の小学校教師、そして15年間の高校教師を経験いたしました。周りを見渡しても、ほとんど組合を脱退している人はおりませんでした。たった1人の非組合員でした。事ほどさように岡山県教組の組織率は高く、そして今でも強いのではないかと思います。教育委員会と組合のなれ合いは普通のことでした。あるいは、今でもその実態は変わらないのではないかと感じております。そのような中、教育長さんは橋下知事のように現場教師に対して国歌斉唱時は起立して斉唱と宣言することができますか、教育長さんの国歌斉唱時は起立して斉唱の条例に対する御所見もお伺いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

【答弁】知事

自由民主党の波多議員の質問にお答えをいたします。

地震、津波対策についての御質問であります。

まず、海岸線の整備についてであります。岡山沿岸海岸保全基本計画に基づきまして、対策が必要な142カ所のうち、16年の台風により浸水などの被害が大きかった61カ所から優先的に整備を実施することとし、これまでに16カ所の整備を完了し、現在27カ所で事業を実施しております。このほか、市が管理している海岸につきましても4カ所で整備を完了し、現在9カ所で事業を実施しているところであります。引き続き高潮対策を進めますとともに、津波対策につきましては東日本大震災による津波被害の状況から、その対策を検討する必要があるものと認識をいたしてございまして、岡山県地震・津波対策専門委員会での議論を踏まえまして、ソフト、ハード両面から防災強化策等を検討し、適切に対応してまいりたいと存じます。

津波等のハザードマップ等についてであります。3地震が同時に発生した場合の被害想定は、この秋から国が着手する予定と聞いてございまして、その結果が判明するのは約1年後と予想されますため、正式なハザードマップはこれを踏まえた上で作成すべきものと考えております。しかしながら、いつ起こるか分からない津波等から人命を守るため、県地震・津波対策専門委員会の御意見等をお伺いしながら、津波の高さなど一定の前提条件を設定いたしまして、住民の避難の目安となるようなものをできるだけ早い段階でお示しをいたしたいと考えております。

次に、国旗掲揚の実態等についてであります。市町村に聞きましたところ、市町村議会議場では27議会のうち17議会で行われているとのことでありましたが、掲揚をするかどうかにつきましてはそれぞれの市町村議会が判断すべきものと考えております。次に、県有施設では、県庁や県民局などの出先事務所、警察署等の掲揚塔を有するすべての施設におきまして、常時または夜間や雨天等を除いた掲揚を行っております。また、県立学校におきましては、学習指導要領に基づきまして、入学式や卒業式などにおきまして適切に掲揚しているところであります。県有施設における国旗の掲揚状況は、ただいま申し上げたとおりでありまして、今後とも、適切に国旗の掲揚を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

【答弁】危機管理監

お答えいたします。

まず、地域ぐるみの防災訓練についてであります。こうした訓練には市町村が行う自主防災組織等との協働によるものや地域防災リーダー等による地域ぐるみのものなどがあります。これらの訓練をハザードマップに基づいて実施するに当たりましては、地域のどこでどのような規模でどのような被害の発生が予想されるのか、またそれを避けるための避難経路や避難場所がどうなっているのか、さらにはその被害対策に必要なものはどこにあるのか、こういったことにつきまして地域の住民がみずから確認するような実践的な訓練とし、効果的な防災対策につながるよう取り組む必要があると考えております。

次に、津波、高潮発生時の避難場所等についてであります。地域住民に対して避難場所や避難経路を周知することは極めて重要であり、これらの事項をハザードマップへ記載することなどにより住民への周知を徹底するよう市町村に働きかけてまいりたいと存じます。また、海拔の表示は、津波の高さをイメージする一つの方法ではございますが、今回のような想定を超える津波が発生した場合にはその表示に安心し、逃げおくれるおそれもあるといった意見もありますことから、これを表示することにつきましては専門家の御意見も伺いながら慎重に取り扱う必要があると考えているところで

ございます。

以上でございます。

【答弁】教育長

お答えいたします。

まず、地方教育委員会の独自採択等についてであります。教科書は教育委員会が採択することになっておりますが、法令により市もしくは郡またはこれらの区域を合わせた地域に採択地区を設定しなければならないと定められておまして、本県では充実した教科書の調査研究ができる適正な規模となるように、現在7採択地区としているところであります。お話の市または郡単位で単独の採択をするために採択地区を変更することもできるわけですが、そうした市町村教育委員会の要望は聞いていないところであります。また、教科書展示会場では来場者アンケートを実施しておまして、いただいた意見につきましては各採択地区において集約し、市町村教育委員会等に示すこととしており、より公正な採択に向けた作業が進められていると考えております。

次に、採択基準についてであります。県教育委員会といたしましては、公平性と透明性を兼ね備えた教科書採択が行われるよう、有識者や学校関係者、保護者等から成ります岡山県教科用図書選定審議会の答申をもとに、学習指導要領の趣旨等に基づいた採択基準や教科書の調査研究資料を作成し、市町村教育委員会に示しているところであります。市町村教育委員会では、採択に当たって教科書の十分な調査期間を確保し、県教育委員会の示した採択基準や調査研究資料をもとにさらに教科書の調査研究を充実させるとともに、保護者等の意見を踏まえるなど、静ひつな環境の中、その権限と責任により、公正かつ適切な採択を行うことが重要であると考えております。

次に、採択の観点についてであります。採択の観点は改正教育基本法や新学習指導要領の趣旨にのっとるとともに、本県の生徒の状況等を踏まえ、学習意欲の喚起、基礎基本の定着、知識、技能の活用などを柱として、岡山県教科用図書選定審議会からの答申に基づいて設定したものであります。この採択の観点をより具体化した項目に基づいて各教科書の調査研究を行っておりまして、お話の資料は公正公平を確保することに留意しながら各教科書の主な特色をまとめたものであります。市町村教育委員会におきましては、こうした調査研究資料をもとに独自に調査研究を行い、新学習指導要領や各地区の生徒の実態等に応じた教科書採択が行われるものと考えております。

最後に、国歌斉唱に関して現場教師に対する宣言等についてであります。県教育委員会ではこれまで法律の趣旨や学習指導要領に基づき、市町村教育委員会や学校に対し、入学式、卒業式等における国歌斉唱が適切に行われるよう指導してきておまして、県内すべての公立学校で行われているところであります。こうしたことから、宣言をすることまでは考えていませんが、今後とも、継続して指導してまいりたいと考えております。お話の条例につきましては、まずは県教育委員会のみずからの責任において市町村教育委員会や学校に対し、国旗、国歌の取り扱いを適切に行うよう指導することが大切であると考えております。私といたしましては、児童生徒が将来、国際社会において信頼される日本人として成長するために、国旗、国歌に対して正しい認識を持たせ、それを尊重する態度を育てる上で教職員の役割は重要であると考えておまして、今後とも、適切に指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【再質問】

御答弁いただきまして、ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

要海岸整備の整備状況をお伺いさせていただきました。大変すばらしい取り組み状況や進捗してるといってお話でございまして、大変ありがたいことだと思います。民主党は、政権をとって後、コンクリートから人へというキャッチフレーズでございましたけども、やはりコンクリートによって我々の生命、財産を守らなければいけないんだと、そこに公共事業があるということでございまして、大変財政逼迫している状況でございしますが、ぜひとも今後継続をしていただきたいと思うところでございます。

次に、議場の国旗掲揚の問題でございしますが、これは議会が判断というお答えでございましたけど、17議会が掲揚しているということでございしますので、あと10議会ですね、国旗掲揚がないということでございしますが、どうかその地区に選挙区を持つ県会議員の先生方、ぜひとも御指導をいただきたいと、御助言をいただきたい、そのように思うところであります。

次に、教育長に対してでございしますが、今さら問うても恐らく答えが同じではないかと思っておりますので、再質問というわけではございませんが、これが研究資料でございまして（資料を示す）、ここに採択の観点というのがございしますが、非常に抽象、漠然としておりまして、本当に教育基本法や学習指導要領に基づいた観点から精査された研究資料ではございません。しかし、そのような具体的な事象を持ってどうなのかということの資料がなければ、実際には通り一遍の上っ面だけのそんな採択資料になるのではないかというふうに思います。実際は、日教組あたりは具体的、個別的に非常に詳しい資料を出して採択に当たっているわけですが、我々も堂々とそれに対抗し得る採択基準を出していかなければいけないのではないかというふうに思うところであります。要望にさせていただきました。ありがとうございます。